

**鳥取県告示第172号**

鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成7年12月26日決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>会計局会計指導課</u> において 処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務部庶務集中局指導管理 課</u> において処理する。